

誤

31) 保健師助産師看護師法と憲法の問題 ～看護における男性差別を考える～

○立林春彦¹

¹城西国際大学看護学部看護学科

【目的】

男女の平等・共同参画が叫ばれている昨今、女性専用車両に男性が立てこもり、ニュースとなる事件が起こった。男女の平等・共同参画の議論をする場合、これまでは女性の権利の拡大、女性への差別の防止と根絶を唱えていた。今回の女性専用車両の問題などにみられるように、男性側の権利意識、男性への差別の問題を議論する段階に来ているのではないかと考える。看護学の研究において、男性差別をテーマにした研究は、ほとんど聴く機会がこれまでなかった。社会の変化と意識の多様化につれて男女平等の問題を看護学の分野で真剣に議論していくために、看護における男性差別の問題を明らかにしていくことを目的とした。

【方法】

これまで、保健師助産師看護師法の問題点を憲法との関連を正面から研究したものは皆無である。保健師助産師看護師法の条文が憲法の規定と合致しているか、憲法との相違点、問題点を調査し、違憲性は認められるのかを法律面から検討した。

【結果】

保健師看護師法第三条は、「この法律において助産師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。」と女子のみと規定している。この規定は、日本国憲法第十四条「すべて国民は、法の下に平等で、あって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と相違点がある。他の性別で異なる法律の規定には、結婚できる年齢が性別で異なること、また、強姦罪は男性が強制的に女性と性交する場合のみの規定が、女性が強制的に男性と性交しても罰する法律がないことが、憲法第十四条の規定に違反していることが問題とされてきた。昨年には女性に対して強制的に性交した場合も男性と同じく罰するというように強制性交等罪と法律の名称が変わり、男性も被害者となるように刑法が改正された。女性の婚姻年齢が男性の18歳と比べて16歳から結婚できるという民法の改案を国会に提出されることになっている。一方、助産師に女性しかなれないと規定されている保健師助産師看護師法は、未だにそのままである。

【考察】

保健師看護師法の第三条は、助産師になれるのが女子のみと規定しているこの条文は、日本国憲法第十四条に適合しているとはいえないと考える。男女平等・男女共同参画社会の実現を目指しているわが国の動きに逆行している。この看護が抱える男女差別の問題に対して、研究すら行われなかったのは遺憾である。女性の差別撤廃に関して活躍した著名な弁護士から「女性しかなることができないというのは本当なのか。」と逆に聞かれるほどであった。他の弁護士らも憲法違反の疑いがあるとしており、憲法違反の疑いがある可能性は極めて強いと考える。

正

31) 保健師助産師看護師法と憲法の問題 ～看護における男性差別を考える～

○立林春彦¹

¹東北文化学園大学医療福祉学部看護学科

【目的】

男女の平等・共同参画が叫ばれている昨今、女性専用車両に男性が立てこもり、ニュースとなる事件が起こった。男女の平等・共同参画の議論をする場合、これまでは女性の権利の拡大、女性への差別の防止と根絶を唱えていた。今回の女性専用車両の問題などにみられるように、男性側の権利意識、男性への差別の問題を議論する段階に来ているのではないかと考える。看護学の研究において、男性差別をテーマにした研究は、ほとんど聴く機会がこれまでなかった。社会の変化と意識の多様化につれて男女平等の問題を看護学の分野で真剣に議論していくために、看護における男性差別の問題を明らかにしていくことを目的とした。

【方法】

これまで、保健師助産師看護師法の問題点を憲法との関連を正面から研究したものは皆無である。保健師助産師看護師法の条文が憲法の規定と合致しているか、憲法との相違点、問題点を調査し、違憲性は認められるのかを法律面から検討した。

【結果】

保健師看護師法第三条は、「この法律において助産師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。」と女子のみと規定している。この規定は、日本国憲法第十四条「すべて国民は、法の下に平等で、あって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と相違点がある。他の性別で異なる法律の規定には、結婚できる年齢が性別で異なること、また、強姦罪は男性が強制的に女性と性交する場合のみの規定が、女性が強制的に男性と性交しても罰する法律がないことが、憲法第十四条の規定に違反していることが問題とされてきた。昨年には女性に対して強制的に性交した場合も男性と同じく罰するというように強制性交等罪と法律の名称が変わり、男性も被害者となるように刑法が改正された。女性の婚姻年齢が男性の18歳と比べて16歳から結婚できるという民法の改案を国会に提出されることになっている。一方、助産師に女性しかなれないと規定されている保健師助産師看護師法は、未だにそのままである。

【考察】

保健師看護師法の第三条は、助産師になれるのが女子のみと規定しているこの条文は、日本国憲法第十四条に適合しているとはいえないと考える。男女平等・男女共同参画社会の実現を目指しているわが国の動きに逆行している。この看護が抱える男女差別の問題に対して、研究すら行われなかったのは遺憾である。女性の差別撤廃に関して活躍した著名な弁護士から「女性しかなることができないというのは本当なのか。」と逆に聞かれるほどであった。他の弁護士らも憲法違反の疑いがあるとしており、憲法違反の疑いがある可能性は極めて強いと考える。